

参加表明書等に関する質疑回答書

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
1	プロポーザル要 項書P.2	2工事概要（8）履行期間 受注者の責に拠らない事由により、契約締結日や要求水準書『第2章 2. 社屋建替え等の概要（3）スケジュール』の予定に遅れが生じ、本工事の工期や工事金額に影響が生じた場合は、変更協議いただけますでしょうか。	まずは請負金額及び工期の変更がないように尽力していただくことをお願いいたします。変更については、設計・施工契約書（案）第48条第3項の規定によるものとします。
2	プロポーザル要 項書P.3	4参加資格（2）参加者に共通する参加資格⑥ CM（コンストラクション・マネジメント）である明豊ファシリティワークス株式会社様の役割と権限について、ご教示ください。 また、明豊ファシリティワークス株式会社様から受注者に直接指示・助言が行われる場合、その指示・助言による行為の結果は、発注者様に帰属すると考えてよろしいでしょうか。	CM業務の受託者である明豊ファシリティワークス株式会社は、本プロポーザルにおける契約締結までの手続きに関し、発注者側の業務を支援する役割を担っています。なお、契約締結までの手続きの中で、CM業務の受託者から本プロポーザル参加者に直接指示・助言が行われることはできません。
3	プロポーザル要 項書 P.3	（2）参加者に共通する参加資格⑤⑥「資本・人事面において関連がないこと。」とあります、平成30年4月26日最終改正の国土交通省大臣官房地方課長通達（国地契第1号）の「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」に、資本・人的関係に関する入札参加の制限について、資本関係では、1）会社法第2条に規定する親会社と子会社の関係にある場合2）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合、人的関係では1）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合2）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合、と記載されております。同様の理解でよろしいでしょうか。	参加者に共通する参加資格⑤⑥「資本・人事面において関連がないこと。」は、平成30年4月26日最終改正の国土交通省大臣官房地方課長通達（国地契第1号）の「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」のうち、資本関係については、2の（1）、人的関係については2の（2）が該当します。
4	プロポーザル要 項書 P.4,5,6	（3）配置技術者の業務内容、配置期間及び資格要件②設計管理技術者及び設計主任担当者について、「建築（構造）、電気設備、機械設備設計主任担当者」「積算主任担当者」、③監理業務管理技術者及び監理業務主任担当者について「監理業務管理技術者」「意匠、構造、電気設備、機械設備監理業務主任担当者」、⑥施工主任担当者について、「電気及び機械設備施工主任担当者」は、該当する実績・資格を有する者を施工業務期間中に配置を予定すればよく、業務実績の提出は不要でしょうか。またその業務実績は、1次審査評価の対象外との理解でよろしいでしょうか。業務実績の提出が必要な場合は様式をご指示くださいますようお願いいたします。	貴社ご認識のとおりです。
5	プロポーザル要 項書P.9	7質疑及び回答（2）質疑受付期間及び回答 「質疑回答書は、本要項書及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。」とありますが、「1.2 契約に関する事項④」「2. 質疑回答書」とありますので、「同等」ではなく、優先順位の2位に位置するものとの理解でよろしいでしょうか。	貴社ご認識のとおりです。
6	プロポーザル要 項書P.15	10二次審査 技術提案書及び見積書の作成及び提出方法（6）見積書作成の留意事項⑦ 地鎮祭に係る一切の費用を見込むにあたり、地鎮祭の受注者を除く出席予定人数をご教示願います。また、直会開催の有無についてもご教示願います。	概ね15人程度の予定です。また、直会については開催する予定はありません。
7	プロポーザル要 項書P.15	10二次審査 技術提案書及び見積書の作成及び提出方法（6）見積書作成の留意事項⑧ 現地調査の上現地条件を反映いたしますが、実務上、全てを調査することは不可能と考えますので、事前の調査が不可能であったと合理的に判断できる範囲、または調査からは予期する事が不可能であったと合理的に判断できる事象に起因して工事内容を変更する場合は、契約金額の変更についてご協議いただきますようお願いいたします。	まずは請負金額及び工期の変更がないように尽力していただくことをお願いいたします。変更については、設計・施工契約書（案）第48条第3項の規定によるものとします。
8	プロポーザル要 項書P.18	12契約に関する事項④ 記載の優先順位によりがたい場合は、発注者様・受注者が協議の上、解決を図られるものと理解してよろしいでしょうか。	「記載の優先順位によりがたい場合」がどのような場合かが想定できませんが、基本的にはプロポーザル要項書 12契約に関する事項④に記載の優先順位のとおりです。
9	評価基準書 別表1	建築物における「同種」又は「類似」の公共工事の実績について、学校又は国若しくは地方公共団体のPFI事業で施工した実績は、公共工事の実績として認められるでしょうか。	建設業法第27条の23 第1項における「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの」に該当するものであれば、学校又は国若しくは地方公共団体のPFI事業で施工した実績も公共工事の実績として認めます。
10	評価基準書 別表1	企業実績、配置予定技術者実績a～eについて、a～eそれぞれについて、5件又は3件ずつ提出できるという認識でよろしいでしょうか。	5件又は3件というのは、a～eそれぞれの件数ではなく、あくまでも提出できる実績の最大件数となります。 参加者（企業）の業務実績は最大5件、配置予定技術者の業務実績はそれぞれ最大3件となり、当該件数を評価視点a～eで評価します。 詳しくは、プロポーザル要項書9（4）④及び⑥をご確認ください。

参加表明書等に関する質疑回答書

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
11	要求水準書 P.7	第2章. 社屋建替え等に係る要求水準2.社屋建替え等の概要 (2) 本工事の対象施設の概要イ. 本工事の対象施設の延床面積 c. 解体建物 1号棟が解体建物の対象ですが、今回の新設工事に干渉しない地下躯体も全て解体が必要でしょうか。もしくは干渉しない部分は残置してもよろしいのでしょうか。また、全て解体が必要な場合は、既存杭は残置してもよろしいのでしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、地下躯体及び既存杭を撤去するものとしてお考え下さい。 ただし、実施設計をすすめるにあたり、撤去が難しいと判断された場合には、関係行政と協議の上、その対応について発注者と受注者とで協議して定めるものとします。
12	要求水準書 P.7	第2章. 社屋建替え等に係る要求水準2.社屋建替え等の概要 (2) 本工事の対象施設の概要イ. 本工事の対象施設の延床面積 c. 解体建物 3号棟が解体建物の対象ですが、今回の新設工事に干渉しない躯体も全て解体が必要でしょうか。もしくは干渉しない部分は残置してもよろしいのでしょうか。	今回の新設工事に干渉しない躯体もすべて解体が必要です。 ただし、実施設計をすすめるにあたり、撤去が難しいと判断された場合には、関係行政と協議の上、その対応について発注者と受注者とで協議して定めるものとします。
13	要求水準書 P.21、23	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (8) 守秘義務 (10) 資料の貸与及び返却 (8)「受注者は、作成する資料のすべてならびに発注者から提供を受けた関連資料を当該設計に携わるもの以外に漏洩してはならない。特に積算等に関する資料については、厳重に管理しなければならない。」、(10)「受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。」とあります、 受注者が見積業務等を実施するにあたり、本件工事の受注の前後の段階において、下請候補会社に対して、当該候補会社が実施予定の工事部分の資料を開示することは可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の内容は、契約締結後の契約条件です。 契約締結前の守秘義務については、様式 5-1 守秘義務誓約書によるものとします。
14	要求水準書 P.23	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (11) 関係官公庁等への手続き等 関係官公庁等への手続き等において、受注者の責に拠らない事由により変更手続きの費用が発生した場合は、発注者様にてご負担いただきますようお願いいたします。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。
15	要求水準書 P.23	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (11) 関係官公庁等への手続き等 諸手続きの中には、発注者様自ら実施いただく必要があるもの、またはご協力いただか必要があるものがございますので、その際はご対応をお願い致します。	諸手続きの中に、発注者自ら実施する必要がある場合は、発注者にて対応します。
16	要求水準書 P.23	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (11) 関係官公庁等への手続き等 関係官公庁等から交渉を受け、監督員様と必要な協議を行った結果、受注者の責なく工期・工事金額に影響が生じた場合は、変更内容をご協議いただけますでしょうか。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。
17	要求水準書 P.24	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (13) 地元関係者との交渉等ア 交渉の結果、受注者の責に依らず施工に著しい制約が生じ、工期・請負代金額に影響が生じた場合は変更協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。
18	要求水準書 P.24	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (13) 地元関係者との交渉等ア 受注者だけで処理解決し難いときは、「設計・施工契約書（案）第54条 第三者損害 第3項」に基づき、発注者様にもご協力いただきますようお願いいたします。	設計・施工契約書（案）第54条 第三者損害 第3項に基づき対応します。
19	要求水準書 P.25	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (16) 別途工事ア 【基本設計図書 ⑨工事区分表】に示す内容に変更が生じた場合や、別途工事業者との調整や協力により、本工事の工期・工事金額に影響が生じた場合は、変更協議いただけますでしょうか。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。
20	要求水準書 P.25	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (16) 別途工事ア 別途工事会社が合理的な理由なく従わない場合は、発注者様のご協力をお願いします。	よろしいです。
21	要求水準書 P.25	第3章.業務実施に係る要求水準1.共通事項 (17) 発注者業務の支援イ 受注者が行う発注者様が主催する広報活動、説明会等への支援業務は、受注者の過度な負担とならない範囲であり、過度な負担となる懸念が生じた場合は、支援業務の内容につき協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	発注者が主催する広報活動・説明会等への受注者の支援については、受注者の過度な負担とならない範囲であると考えています。

参加表明書等に関する質疑回答書

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
22	要求水準書 P.38	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（2）施工業務にあたっての基本的な考え方 近隣対応にあたり、近隣からの要望、騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞等において、現時点を把握しておくべき情報や制限値等の制約条件がございましたら、ご教示ください。	現時点での制約条件は要求水準書P.5に記載のとおりです。 近隣との協議等により新たに制約条件が出てきた場合は、その対応について発注者と受注者とで協議して定めるものとします。
23	要求水準書 P.38	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（2）施工業務にあたっての基本的な考え方 発注者様が主催予定の工事現場の見学会、視察等がございましたら、スケジュール・規模等をご教示願います。 それらへの協力については、受注者の工事金額、工期等に影響が生じない程度のものであるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では未定です。 今後、工事現場の見学会、視察等がある場合は、受注者の工事金額、工期等に影響が生じない程度のものとの理解で構いません。
24	要求水準書 P.38	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（2）施工業務にあたっての基本的な考え方 「契約書第64 条第1 項の規定に基づき工事請負代金額を変更する場合で、契約書第29 条第4 項で定める変更後の工事請負代金額を上回るおそれのある場合、受注者は発注者に対して、合わせて減額となる提案（ただし、要求水準を満たすものとする。）を行い、同工事請負代金額を上回らないように努めること。」にあります。 減額提案の実施に努めますが、工事の進捗状況によっては、要求水準を満たす減額提案が不可能な場合もありますので、ご理解いただきますようお願いします。	要求水準を満たす減額提案は、あくまでも努力義務です。
25	要求水準書 P.39	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容ア.施工開始前業務 a.近隣住民への対応 ご予定されている近隣住民への工事説明会若しくは戸別訪問等がございましたら、スケジュール・規模等をご教示願います。 また、近隣住民への工事説明会若しくは戸別訪問等で決定した内容が、著しく施工に制限がある場合は、工期・工事金額についてご協議いただけますでしょうか。	要求水準書P.39に記載のとおり、施工開始前に受注者にて近隣住民への工事説明会若しくは戸別訪問を実施していただきますが、現時点でのスケジュールは未定です。 また、近隣住民への工事説明会若しくは戸別訪問で決定した内容が、著しく施工に制限がある場合は、設計・施工契約書（案）第48条の規定によるものとします。
26	要求水準書 P.39	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容ア施工開始前業務a近隣住民への対応 近隣家屋調査の実施範囲につきまして、発注者様より指定がありましたらご教示願います。	受注者が必要と想定する範囲で近隣家屋調査の実施をお願いします。
27	要求水準書 P.42	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容イ.施工期間中業務b.技術業務及び設計業務①工事内容の変更等の補助業務 受注者が行う要求水準書等の変更に必要な作業が、発注者様にご負担いただけるもの、受注者が負担するものいずれに該当するかについては、具体的な作業の発生の都度、本項記載の基準に基づき発注者様と受注者が協議の上、合理的に判断されるものと理解してよろしいでしょうか。	貴社ご認識のとおりです。
28	要求水準書 P.45	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容イ.施工期間中業務e.工事中の安全の確保①安全対策 6) 「前記1）から5）に要する費用は、受注者の負担とする。」とありますが、「設計・施工契約書（案）第54 条 第三者損害 第2項」に基づき、受注者が善管注意義務を果たしても避けられない事由により費用が生じる場合は、発注者様にてご負担いただきますようお願いいたします。	設計・施工契約書（案）第54 条 第三者損害 第2項に基づき、対応します。
29	要求水準書 P.57	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容イ.施工期間中業務t. VE 提案に関する事項 ⑥ VE提案の採用に伴う要求水準書等及び請負代金額の変更 6) 提案の内容は企業としての秘匿性の高いソウハウが多分に盛込まれておりますので、「一般的に使用されている状態」であるか否かは、提案者の意見を十分に考慮いただいた上、ご協議にて合意するようお願いいたします。	よろしいです。
30	要求水準書 P.61	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容ウ施工完了後業務g部分使用 現時点で部分使用の予定があれば、時期と範囲についてご教示願います。	現時点では部分使用は想定しておりませんが、部分使用の必要が生じた場合は、設計・施工契約書（案）第60条および要求水準書P61「g.部分使用」の規定によるものとします。
31	要求水準書 P.61	第3章.業務実施に係る要求水準4.施工業務（4）施工業務の内容ウ.施工完了後業務g.部分使用 法令に基づいて必要となる手続きおよび手続に要する費用を、発注者様にてご対応・ご負担いただけることが同意の条件の一つと理解してよろしいでしょうか。	部分使用にあたって「法令に基づいて必要となる手続き」がどのようなものかが想定できませんが、そのような場合も含めて設計・施工契約書（案）第60条および要求水準書P61「g.部分使用」の規定に基づき、協議させていただきます。

参加表明書等に関する質疑回答書

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
32	評価基準書P.2	4.技術提案書に記載された技術提案の取扱い 技術提案書不履行に対する違約金の算定方法についてご教示願います。	技術提案書の不履行により発注者が受けた損害の内容に応じて、具体的に算定します。
33	設計・施工契約書（案）_約款P.3	第5条権利、義務の譲渡等の禁止1 発注者様がこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又はその地位を承継させる場合も、受注者の書面による承諾を得る必要があるものとしていただけないでしょうか。	優先交渉権者との契約交渉時に協議させていただきます。
34	設計・施工契約書（案）_約款P.17	第51条要求水準書等のとおりに実施されていない施工4① 「発注者又は監督員の指示によるとき。」と修正いただけないでしょうか。	設計・施工契約書（案）第9条第2項第1号に記載のとおり、受注者又は受注者の統括代理人等に対する指示は監督員が行うことが前提ですが、設計・施工契約書への記載内容については、優先交渉権者との契約交渉時に協議させていただきます。
35	設計・施工契約書（案）_約款P.21	第64条施工業務開始後の工事請負代金額の変更1③ 「発注者の要望により、又は発注者に帰責性がある事由に起因する履行期間の変更があり、そのための工事請負代金の変更が合理的などき」に工事請負代金額の変更について協議を求めるができるとされておりますが、不可抗力、関連工事等の「発注者、受注者のいずれにも帰責性が無い事由に起因する履行期間の変更」があった場合で、工事請負代金額の変更が合理的なときも、工事請負代金額の変更について協議させていただきますようお願い申し上げます。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。 なお、不可抗力による損害については設計・施工契約書（案）第56条、関連工事の調整による増加費用については設計・施工契約書（案）第64条第1項第4号の規定によるものとします。
36	設計・施工契約書（案）_約款P.21	第64条施工業務開始後の工事請負代金額の変更2① 現時点での将来の変更事由を想定してお見積りすることはできませんので、契約見積内訳書の単価を適用すると、請負者に明らかな不利益が生じる場合は、別途協議対象としていただけないでしょうか。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。
37	設計・施工契約書（案）_約款P.23	第69条受注者の請求による履行期間の延長2 「発注者は、その履行期間の延長が、発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い」とありますが、履行期間の延長が不可抗力や関連工事との調整等、発注者様と受注者のいずれの責めにも帰さない事由による場合においても、請負代金額の変更について協議いただけますでしょうか。	正当な理由があり、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議となります。 なお、不可抗力による損害については設計・施工契約書（案）第56条、関連工事の調整による増加費用については設計・施工契約書（案）第64条第1項第4号の規定によるものとします。
38	設計・施工契約書（案）_約款P.25	第75条発注者の催告によらない解除権1⑭ 本項と同じ内容を、発注者様と受注者の双務規定となるよう第79条に追加していただきますようお願いいたします。	優先交渉権者との契約交渉時に協議させていただきます。
39	見積者に対する指示書P.1	第3見積前の調査等2 調査を行いますが、実務上、全てを調査することは不可能と考えますので、事前の調査が不可能であったと合理的に判断できる範囲、または調査からは予期する事が不可能であったと合理的に判断できる事象に起因する工事内容の変更については、責任及び費用負担についてご協議いただきますようお願いいたします。	まずは請負金額及び工期の変更がないように尽力していただくことをお願いいたします。 変更については、設計施工契約書（案）第48条第3項の規定によるものとします。
40	守秘義務誓約書	「株式会社高速道路総合技術研究所（以下「本研究所」という。）から電子データにより提供を受けた資料情報（以下「資料情報」という。）について～」との記載がございますが、社会通念上、秘密情報として取り扱うことが適当であると認められる情報以外については、当社へ開示される際に貴社より秘密である旨を明示していただけと見てよろしいでしょうか。	交付資料及び今後契約までに取り交わす資料に記載の内容は原則すべて守秘義務を負う対象としてお考え下さい。
41	守秘義務誓約書	「本研究所から事前に書面による承諾を得ることなく、第三者（下請け及び再委託の予定事業者（以下「関連事業者」という。）を除く。）に対して開示又は漏洩しないよう守秘義務を負うことを誓約します。」との記載がございますが、法令の定めにより職業上守秘義務を負う弁護士、税理士、及び公認会計士等の専門家に対しては、当社の責任で機密情報を開示できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、法令、裁判所等行政機関から開示の要求がある場合には、実務上及び法令上可能な限り事前に貴社に通知するものとし、可能でない場合は時後速やかに通知するものとしてよろしいでしょうか。	貴社ご認識のとおりです。
42	守秘義務誓約書	「また、資料情報を本プロポーザルへの参加目的以外で使用しないこと、及び本プロポーザル終了後、提供を受けた資料情報の電子データ（誓約者が複製又は印刷したものと含む）を適切に廃棄することを誓約します。」との記載がございますが、法令等により所定期間の保存義務が求められる場合、又は業務の記録等として当社の責任で必要な資料を保管する場合はこの限りでないと考えてよろしいでしょうか。	「法令等により所定期間の保存義務が求められる場合」がどのような場合かが想定できませんが、業務の記録等として貴社で資料保管することはご遠慮ください。

参加表明書等に関する質疑回答書

質疑No.	資料名及び ページ番号	質疑事項	回答
43	守秘義務誓約書	守秘義務の有効期限が記されていませんが、本プロポーザル終了後も当社が適切な情報管理を行うことを求めるものであると考えてよろしいでしょうか。	貴社ご認識のとおりです。 なお、守秘義務誓約書に記載のとおり、本プロポーザル終了後は、提供を受けた資料情報の電子データ（誓約者が複製又は印刷したものを含む）を適切に廃棄していただくようお願いいたします。
44	要項書（3/19～4/19） 4. 参加資格 (2) 参加者に共通する参加資格⑨	施工実績の「・同種：研究所の新築工事で当該用途部分の床面積の合計が5,000m ² 以上のもの」と「・類似：事務所の新築工事で当該用途部分の床面積の合計が5,000m ² 以上のもの」と記載がございますが、一敷地内に着工時期・竣工時期の違う当該用途部分の床面積が5,000m ² 以上の建築物が複数棟ある場合は各棟それぞれを1棟の実績としてよろしいでしょうか。	施工実績として一敷地内に着工時期・竣工時期の違う当該用途部分の床面積が5,000m ² 以上の建築物が複数棟ある場合は、各棟それぞれを異なる契約で施工していれば、各棟それぞれを1棟の実績として認めます。
45	公募型プロポーザル要綱書 P4	(3) 配置技術者の業務内容、配置機関及び資格要件 各技術者との、直接的かつ恒常的な雇用関係は、「公共職業安定所発行の雇用保険被保険者証」による証明で宜しいですか。	できれば在籍（在職）証明書など正規社員であることを証明する資料が望ましいですが、困難であれば雇用保険被保険者証でも構いません。ただし正規社員に限定します。
46	公募型プロポーザル要綱書 P7	6. 交付資料 敷地内及び既存建物の設備図面を発行頂けないでしょうか。	交付図書の要求水準書 添付資料①既存建物図面として交付している資料が全てです。
47	公募型プロポーザル要綱書 P7	6. 交付資料 2号棟のアスベスト調査報告書を発行頂けないでしょうか。	現時点で2号棟のアスベスト調査は実施しておりません。 今後、実施設計をすすめるにあたり、2号棟改修に向けてアスベスト調査が必要な箇所が判明し次第、発注者にて別途調査する予定です。
48	公募型プロポーザル要綱書 P10	8. 現地確認 一次審査結果通知日よりも前に現地確認をさせて頂くことは可能でしょうか。	プロポーザル要項書8(4)に記載のとおり、現地確認は一次審査通過者を対象とします。 なお、当社敷地外から建物外観を見る程度であれば、近隣に迷惑にならない範囲で自由に見ていただくことは構いません。
49	公募型プロポーザル要項書 P11	(4)作成の留意事項④ 実績を証明できる契約書の写しを添付、とございますが、契約書に記載の無い内容がある場合、補足資料として図面（特記仕様書、平面図、面積表等）を添付することで宜しいでしょうか。また守秘義務等により図面の開示が困難な場合は、HPや雑誌等、それに代わる何らかの資料を添付すると考えて宜しいでしょうか。	貴社ご認識のとおりです。
50	公募型プロポーザル要項書 P12	(4)作成の留意事項⑥ 配置予定技術者の従事状況の確認資料について、民間工事においてはCORINS登録をしてない場合が多い為、CORINS登録が無い場合は、「任意書式による従事証明書」による証明で宜しいでしょうか。	よろしいです。ただし、任意書式による従事証明書は会社代表者（JVの場合は配置予定技術者が所属する会社の代表者）の押印があるものに限ります。
51	見積者に対する 指示書 P2	第6 見積りの方法 3-2 当社は、社長（見積者）の実印の印章をもって、支店長（代理人）が委任を受け、見積書を作成しますが、その場合の提出書類は、「社長の印鑑証明書」と「委任状及び印鑑証明書（別記様式第2号）」という理解で宜しいですか。	貴社ご認識のとおりです。
52	設計施工 契約書 P21	第63条-5 本業務着手後に新型コロナウイルス感染症等の疫病対策を目的とした国の緊急事態宣言及び対象都道府県の緊急事態措置の発出、並びに発注者・受注者他関係者の新型コロナウイルス罹患発生等により、発注者・受注者いずれの責めにも帰することのできない事由で本業務が契約通り進捗できなくなる事態が生じた場合、業務履行期限及び工事請負代金額については協議のうえ変更できるものと考えてよろしいでしょうか。	正当な理由があるときは、発注者に対してその理由を明示して必要と認められる場合は協議を申し入れることができます。